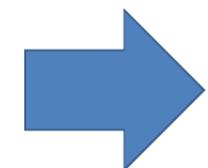


# 「犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討会」設置に至る経過概要

第2次基本計画に盛り込むべき施策に関する議論 (犯罪被害給付制度の拡充(給付額の更なる引上げ)について)	
省庁意見	構成員意見
<p>【犯罪被害給付制度の拡充について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3つの検討会」の提言を受けて給付額を抜本的に引き上げた改正「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者支等の支援に関する法律」及び関係政令が平成20年7月から施行され、約1年半が経過したが、改正後の制度が適用された事例はなお少数にとどまっている。当面は運用状況を適切に評価することが必要と認められる。なお、自動車損害賠償保障制度は、原因者負担の原則に基づく責任補償制度であり、その財源は加入者の保険料によって賄われているところ、これに対し、犯罪被害給付制度は、社会の連帯共助の精神から国が全額公費負担で給付金を支給する制度であることから、両制度を同一に論ずることは困難であり、給付水準についてもすべて同等とすることは適当でないと史料する。(警察庁 要望に対する見解)</li> <li>・自賠責との関係について、改正犯罪被害者支援法と関係政令が平成20年7月から施行されて以降の犯罪被害者について、年齢、性別、年収等の基礎データをもとに自賠責での支給金額を算出すると、自賠責制度の支払いのほうが高い傾向がある。両制度の理念、目的等異なっていることで金額に差が生じるのだと思う。理念、目的の違う制度の水準を論じることは難しい部分がある。特に生計維持関係の遺族数などによってかなり差が出てくる。犯給法の算定方式・認定方式は、類似制度等とのバランスをとりながら作っているものである。(警察庁)</li> <li>・少しでもアップにということで、上限額だけではあるが、自賠責並に近づけようと努力をしている。他の制度とのバランスは法制度を考える場合には考慮せざるを得ない要素であると思う。(警察庁)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の拡充で自賠責並ということが大きく言われたが、実際の金額で見るとかなり差がある。犯給法の算定方式を変えなければ、実質的に自賠責並みの補償をすることはできないのではないかと。</li> <li>・最高額、最低額は上がったが中間の支給はどうなっているのか。本来の趣旨に戻って抜本的な解決、改善が必要。</li> <li>・警察庁の説明で、算定方式が違うから同じ額に引き上げるのは難しいというのであるから、抜本的に新しい方法を考える必要がある。</li> <li>・当初自賠責並ということを目標にしたが、予算上逼迫した状況を作りたくないという発想から、算定方式など慎重に、やや消極的に作った面があるのではないかと。現在の算定方式について見直す手立てはないのかの議論が必要。</li> <li>・犯給制度ができた後に基本法ができたので、被害者の方が回復するまで支援を行うという基本法の理念に沿った形で犯給制度を見直していく必要がある。自賠責は1つの目安にはなるが自賠責が足りないから普通の人は任意保険に入るのであって、ある意味、自賠責は最低の基準であり、最低の基準に満たない状況で被害者の人が果たして本当に回復していくのかは問題がある。自賠責がこうだからということではなく、何が被害者の回復に必要なのかという事項に沿って、見直していただきたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁定して支払った額は平成20年度で約9億円。21年度は予算上は20億円。(警察庁)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績は、遺族給付金は32例の平均であるが、改正前は約606万円が、改正後は約1100万円と約1.8倍。現行の最高額は生計維持関係遺族3人で約1800万円が改正前で計算した約600万円の約3倍。障害給付金についてはまだ1例しかないが、減額事由を取捨して考えると、約1970万円の支給になっており、改正前で算出した支給額が約660万円であるので約3倍。(警察庁)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察庁のほうで自賠責並ということを念頭に置きつつ、算定基準についてさらに被害者の実態を踏まえた上で、検討してもらうという形で対処いただけないか。(内閣府)</li> <li>・たちまち変えるということは今の段階では約束できないが、被害者の方の実態等を踏まえながら、いろんな要望を踏まえながら不断の努力をしていきたい。(警察庁)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年の制度改正は、幅広く綿密な検討の積み重ねにより行われたものであり、今次更なる引上げを行うか否かを検討するに当たっても、犯罪被害者支援関係者、有識者等による専門的な検討の場を設け、給付の性質、水準、対象等、新たな経済的支援の在り方について前回同様に多角的な議論を十分に行い、その結論を踏まえて措置を講ずることが適当であり、このような検討の場を通じて議論が行われることにより、経済的支援の拡充に不可欠な基盤である国民の強い共感と広範な理解が形成されるものと史料する。(警察庁 犯罪被害給付制度における給付額の引上げ等に関する見解)</li> <li>・数字として示したものに対して厳しい批判をいただいたが、まだまだ件数としては少なく、平成20年の改正に具体的にどういふところに問題があるのかということの検証もこれからはしなければならない問題だと思う。(警察庁)</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外における犯罪被害者については、経済的支援に関する検討会の最終とりまとめにより、民間の基金による支援が必要である旨盛り込まれ、現在、財団法人犯罪被害救援基金によって措置されている。この点に関し、犯罪被害者等施策推進会議委員である国家公安委員長から、今回の基本計画見直しに当たり、海外における犯罪被害者への経済的支援についても検討してほしいという話が当庁に対してあった。経済的支援に関する新たな検討の場が設けられた際には、この給付金のあり方全体に対する検討の一つとしていただきたい。(警察庁)</li> </ul>	
<p>【新たな補償制度の創設について】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要望聴取会には間に合わなかったが、生活保障型の新たな被害者補償制度について提案するので取り上げていただきたい。制度概要は、1つ目は治療費や医療関係費についてすべて現物支給とすること。2つ目は一時金の支給に加え、十分な年金を毎月支給する、3つ目は過去の被害者にも遡って補償する、4つ目は、社会保険や社会保障制度とは無関係に、その制度だけで被害を回復できる十分な補償とする、というもの。</li> <li>・当初予算が20億あって、使われたのが10億だったかと思う。そういう点ではまだ改善の余地があるのではないかと。新しい提案も大事だが、現行制度の改善も検討すべきだと思う。</li> </ul>



検討会設置に関する議論
<ul style="list-style-type: none"> <li>・犯罪被害給付制度の拡充については、経済的支援に関する検討会と同程度の多角的検討を必要とすることや、平成20年度以降の犯罪被害給付制度の運用実績等を踏まえて検討を行うべきという警察庁の見解を踏まえて、第2次基本計画策定後、別途検討したい。構成員提案の新たな補償制度の創設については、犯罪被害給付制度の拡充について検討する中で、犯罪被害給付制度の枠組みを超えた補償制度創設の必要性などを犯罪被害者等に対する経済的支援の在り方を含めて検討していくのが適当であると考えている。(内閣府)</li> <li>・新たな検討会を開くということでけっこうだが、財源問題を慎重にかつ大胆に可能性を探してほしい。損害賠償命令制度の履行状況を調べた内閣府の資料を見ると、履行状況なしというのがかなり多い。こういう実態も踏まえて構成員の提案を検討してほしい。</li> <li>・犯罪被害給付制度の拡充及び新たな補償制度の創設に関する検討に関しては3年以内を目途とする。(内閣府)</li> </ul>